

四街道市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

四街道市一般職の職員の給与等に関する条例（昭和30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3行政職等級別基準職務表その1の5級の項3の目中「特に」を「消防司令又は特に」に改め、同表その1の6級の項3の目中「消防司令」を「困難な業務を行う消防司令」に改め、同表その1の7級の項4の目中「又は」の次に「特に」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。